

役員等報酬規程

1991.	11. 28	制 定
1994.	5. 31	改 正
2012.	1. 27	〃
2018.	3. 27	〃
2020.	3. 27	〃
2022.	3. 25	〃

第 1 条 本規程は、学校法人広島女学院（以下「本法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について定めたものである。

第 2 条 役員等の報酬は次による。

- (1) 理事長報酬及び専務理事報酬は、月額 900,000 円以内とし、実状に応じて理事会において決定する。
- (2) 寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる理事の報酬は、管理者給与規程に基づき、理事会において決定する。
- (3) 寄附行為第 7 条第 1 項第 2 号から第 4 号に掲げる理事は、理事会が委任した職務に応じ、理事会の決定による報酬を受けることができる。
- (4) 監事の報酬は、その業務の状況を勘案し理事長において決定し、理事会に報告する。

2 前項第 1 号及び第 2 号の理事を除く役員等が理事会、評議員会など会議に出席する場合又は監査を実施する場合には、1 回あたり 10,000 円を支給する。なお、広島市内までの交通費は、実費を支給する。

3 前項のほか、役員等は本法人が依頼する旅行について、旅費規程に基づく実費弁償を受けることができる。

第 2 条の 2 役員退職金は次による。

- (1) 寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる理事は、本法人職員退職金支給規程による。
- (2) 寄附行為第 7 条第 1 項 2 号、3 号及び 4 号に掲げる理事は、退職金を支給しない。

第 3 条 第 2 条第 1 項の報酬の支給日及び支給に関して必要なことは、本法人給与規程に準じるものとする。

第 3 条の 2 本法人は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第 4 条 本規程に定めるもののほか、役員等の報酬に関し必要な事項は、理事

会において審議し決定するものとする。

第5条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いたうえで、理事会の議決により行う。

附 則

本規程は、1994年5月31日から施行する。

附 則

本規程は、第3条から第6条までを改正し2012年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、全部改正し2018年4月1日から適用する。

附 則

- 1 本規程は、第1条を改正、第2条の2を追加、第3条を改正、第3条の2及び第5条を追加し2020年4月1日から施行する。
- 2 役員退職金支給規程は廃止する。

附 則

本規程は、第2条を改正し2022年4月1日から施行する。